

## 第 1 8 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 8 年 1 月 9 日 (金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 市役所 分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

### < 農業 委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 2 番	谷 田 貝 和 代	1 3 番	村 越 等
1 4 番	山 崎 明 久	1 5 番	日 暮 悟
1 6 番	遠 藤 秀 生		

1 6 名 中 1 5 名 出 席

### < 農地 利用 最適 化 推進 委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 9 番	林 敏 夫
2 0 番	清 水 良 晃	2 1 番	鹿 倉 健 次
2 2 番	友 野 博 之	2 3 番	木 村 美 智 子
2 4 番	富 澤 智 彦	2 5 番	坂 卷 儀 治
2 7 番	中 村 衛	2 8 番	嶋 田 等
2 9 番	江 口 武	3 0 番	鈴 木 幸 夫
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名 中 1 3 名 出 席

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

1 1 番	橋 本 英 介	1 8 番	関 根 勝 敏
2 6 番	砂 川 晴 彦		

5 出席 した 事務局 職員 は 次 の と お り で あ る。

事務局長 石 原 祐一郎  
統括リーダー 兼 岡 洋 和  
副主席 上 野 輝 子  
主任 寺 田 直 晃

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その2）

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（午後2時00分開議）

**議長** ただいまより第18回柏市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

**議長** それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

**議長** 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、指名をいたします。

平川徹委員，深山敬子委員，よろしく願いいたします。

**議長** 次に、日程２，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、議案の審議に入ります。

今月の担当は、第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、大宮委員長よろしく願いいたします。

**大宮委員長** 農地第２調査会は、去る１２月２４日、１２月２５日、令和７年度第１０回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件、第５条３件、主たる従事者証明３件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和７年９月に開催された第１４回総会の議案第１号から第３号の計２４件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは、日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、3 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、高齢のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 今現在この人が持っているのは、田んぼ●●畝でしょうか。自分で機械持ってるような感じをしないのですが。

**大宮委員長** 田んぼのほうは実際は、ライスセンターに任せてるそうです。

**成嶋委員** 任せているわけですね。分かりました。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番及び3番につきましては、関連していますので一括して、調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 2番及び3番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、経営規模縮小のため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、田●●筆、合計●●m<sup>2</sup>で、●●、●●、●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番及び3番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** これ、農業機械は用意していないみたいな感じなんですけども、借りてくるか何かするんでしょうか。トラクターだとか、管理機だとか。

**大塚副委員長** 機械類は一応リースで借りれるということです。

**成嶋委員** リースですか。全般的にリースで全部借りちゃうんですか。

**大塚副委員長** そのようですね。

**成嶋委員** そこからお世話になるってことですね。この案件とは違うんですけど、●●さん、先月の案件で、土地売買で購入したんですけども、それで●●さん、今月は規模縮小が理由となっています。先月

売買で規模を拡大して。今月は規模縮小。これ、何かおかしいんじゃないですか、

**事務局** 実態としては、1人でやるには飛び地だとやりにくいので、集約化していきたいというのが●●さんのご希望なんです。集約化するためには、手放して、買ったりはしないといけない。だから、手放す部分が縮小だっていう片側だけを捉えて縮小。一方では拡大という表現になっています。ご指摘ありがとうございます。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、2番及び3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番から10番につきましては、関連していますので一括して、調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 4番から10番までについて、ご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自宅から近いため、また譲渡人は、経営規模縮小や高齢のため、賃借権及び使用貸借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、田●●筆、●●の畑●●筆、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●、●●、●●、●●、●●、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労様でした。調査結果の報告がございました。

4番から10番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 現在持っているのは、大体●●で、これから申請したところは全部で●●。大体●●，2人で耕作するっていうのは、可能なんでしょうか。

**大宮委員長** 一応、少し話は聞いてましたけども、やる気十分っていう感じで。「2人で大丈夫ですか」ってことも聞いたんですが、頑張りますって話でした。

**成嶋委員** 分かりました。

**議長** その他、ございませんか。どうぞ。

**坂巻儀治委員** 事務局にお聞きしたいんですけど、賃借権設定と使用貸借権設定、の言葉の違いは为什么呢。

**事務局** 賃借権は有料、賃料発生するということで、使用貸借は無料が原則という形になります。

**坂巻儀治委員** 分かりました。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、4番から10番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、52ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営んでいる法人です。事業拡大に伴い新たに資材置場及び車両置場を探していたところ、申請地が既存施設に隣接し広さも十分であることから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、鉄パイプ●●本、ブルーシート●●枚、クランプ●●個を置き、車両置場として、トラック●●台、ユンボ●●台を置きます。既存施設である隣接地の●●、●●と一体利用します。出入りは既存施設の6mの出入口から行います。既存施設との高低差が2mあるため、10%の勾配でスロープを作り、既存施設との行き来を可能とします。既存施設との境に設置している丸木トラロープは撤去します。厚さ20cmの砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。外周は高さ1.

5 m の新設丸木トラロープで囲み、隣接地の●●，●●，●●との境には高さ0.2 m の築堤を新設し、土砂流等の被害を防止します。工事中は誘導員を配置し安全に配慮して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 2番について、ご報告します。

調査会資料は、57ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、2種類以上の水管等が埋設された道路の沿道で、おおむね500 m以内に公共・公益的施設が2つ以上ある農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●等を営んでいる法人です。既存施設である●●及び●●市内の車両置場が手狭となり、新たに置場を探していたところ、申請地が、土地の広さや形状等を十分に条件を満たしているため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、トラック及び重機を●●台を置きま

す。また、パレット、緩衝材等の備品を置きます。敷地全体は、厚さ10cmの砂利敷とし、高さ120cmの単管パイプで囲います。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。出入口部分は、チェーン施錠します。工事中は、道路付近にカラーコーンを立て、必要に応じて警備員を常駐させます。近隣に対しては、ほこりや土砂等を飛散しないよう十分配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労様でした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 敷地全体に砂利の厚さ10cmって書いてあるんですけども、出入口もそのままですか。コンクリか何かで固めるんですか。

**大宮委員長** 手前に大きなU字溝があるんで、そのU字溝がつぶれないように鉄板を敷くということです。

**成嶋委員** じゃあ、砂利が飛ばないってことですね。

**大宮委員長** そうですね。はい。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番及び4番につきましては、一体の事業ですので、一括して、調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 3番及び4番について、ご報告します。

調査会資料は、62ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営んでいる法人です。近年、市内北部及びその周辺市における外構工事が増加していますが、現在賃借している資材置場は、●●の会社の近くが多く、申請地を市内北部における外構工事での資材置場として利用するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、砕石、砂、ブロック、ユニットハウス●●台を置きます。また、普通乗用車●●台、軽トラック●●台、3tダンプ●●台の車両を置きます。敷地全体は、厚さ10cmの砕石敷とします。高さ1mの単管パイプ柵で外周を囲い、出入り口は、幅4mの単管で施錠します。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。前面道路には、誘導員を配置し、運搬路には、鉄板を敷き、道路の清掃を行います。安全に留意して、工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

3番及び4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番及び4番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、67ページからになります。

本件は、●●在住の申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の山林●●筆、合計●●2㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、

第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

**成嶋委員** 土地の地目が山林になってるんですけども、なぜでしょうか。

**事務局** 登記簿の地目が山林となっているためです。

**大宮委員長** 現場は●●畑があります。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 2番について、ご報告します。

調査会資料は、70ページからになります。

本件は、●●在住の申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

**大宮委員長** 3番について、ご報告します。

調査会資料は、73ページからになります。

本件は、●●在住の申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1及びその2を議題といたします。総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** 議案第4号その1につきましては、●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を村越職務代理者と代わります。

それでは、退席をいたします。よろしくお願いいたします。

(●●が退席)

**村越職務代理者** それでは、審議に入ります。

議案第4号その1について議案説明を農政課に求めます。農政課お願いいたします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

**村越職務代理者** ご苦労さまでした。議案の説明がございました。議案第4号その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**村越職務代理者** 「なし」という声がありましたので承認いたします。議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**村越職務代理者** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

**議長** 次の審議に入ります。

議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

**農政課** 計画番号第2番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第3番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第5番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第6番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は9年1カ月です。

計画番号第7番から11番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する一般法人で、●●の畑●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は9年10カ月です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

**議長** ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第4号その2について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので承認します。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思いま

す。

今後の予定を申し上げます。

2月2日、3日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時からです。場所は、両日ともに、分室3の第1会議室で行う予定です。担当は、農地第3調査会です。

2月6日午後2時からが総会で、場所は、分室3の第4会議室です。

これをもちまして、第18回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

(午後2時50分閉会)